

抗告許可申立て事件番号

平成27年(ラ許)第197号

平成27年7月1日

申立人

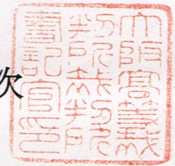
吉田益夫

殿

大阪高等裁判所第11民事部

裁判所書記官

橋本悦次



抗告許可申立て通知書

申立人

吉田益夫

当裁判所

平成27年(ラ)第689号

執行官の処分に対する

執行異議の却下決定に対する執行抗告却下決定に対する執行抗告

事件

の決定に対して抗告許可の申立てがあったので、民事訴訟規則第209条、  
第189条第1項により通知します。

◎ 別紙の注意書をよくお読み下さい。

(別紙)

## 注 意 書

- 1 許可抗告申立書に申立ての理由を記載していないときは、この通知書を受け取った日から14日以内に許可抗告申立て理由書を当裁判所に提出してください。
- 2 許可抗告申立て理由書には、次の事項を記載し、申立人又は代理人が記名押印してください。
  - (1) 当事者の氏名
  - (2) 事件の表示
  - (3) 申立ての理由
  - (4) 附属書類の表示
  - (5) 作成年月日
  - (6) 裁判所(あて先は「大阪高等裁判所」)
- 3 申立ての理由は、最高裁判所の判例(これがない場合にあっては、大審院又は上告裁判所もしくは抗告裁判所である高等裁判所の判例)と相反する判断があること、その他の法令の解釈に関する重要な事項を含むことを具体的に記載してください。
  - (1) 相反する判断がある判例を示すときは、その判例を具体的に掲記してください。
  - (2) 法令の解釈に関する重要な事項を含むことを示すときは、その法令の条項及び内容を具体的に掲記してください。
- 4 許可抗告申立て理由書の提出には、原本1通のほかに相手方の数に6を加えた数の副本を添付してください。
- 5 許可抗告申立て理由書を期間内に提出しなかったり、申立て理由の記載の方法が上記3に反していると、申立ては不許可になりますから、注意してください。